

資料 1 決算書の説明

平成 28 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

平成 28 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要

平成 28 年度の収支については、27 年度と比較し、歳入面では、退職被保険者等の医療給付費に係る療養給付費等交付金が約 4,300 万円減少したものの、共同事業交付金が約 9,500 万円増加するとともに、国庫支出金が約 5,400 万円増加したことから、会計全体で約 3,700 万円の増となっています。

一方、歳出面では、後期高齢者支援金等が約 2,400 万円、介護納付金が約 2,120 万円、諸支出金が約 3,260 万円減少したものの、医療費に該当する保険給付費が約 5,400 万円増加するとともに、共同事業拠出金が 3,900 万円増加したことから、会計全体で約 1,560 万円の増となっています。

結果としまして、歳入総額 40 億 4,397 万 7,451 円に対し、歳出総額は 38 億 9,690 万 2,557 円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は 1 億 4,707 万 4,894 円となり、この額は 29 年度に繰り越します。

また、28 年度において国保財政調整基金から生じた利子 38 万 687 円を基金に積み立て、28 年度末の国保財政調整基金残高は 1 億 9,729 万 731 円となっています。

医療費の動向といたしましては、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費が前年度と比べて 0.6%増加しております。平成 24 年度からの推移をみますと、25 年度のみ 2.4%減少しているものの、それ以外の年度ではいずれも増加しており、この傾向は今後も続くものと考えております。

国民健康保険被保険者の年間平均の被保険者数は、前年度と比べて 2.4%減少していますが、療養給付費の 1 人当たり年間受診件数は 16.81 件と、27 年度より 1.3%増加しています。また、1 人当たり年間費用額も 27 年度より 2.7%増加し、359,968 円となっています。高齢化の進行や医療技術の高度化に伴い受診件数、費用額の増加傾向は今後も続くものと思われます。

医療費の増加抑制策としましては、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により全保険者に義務付けられた「特定健診・特定保健指導」を実施し、40 歳以上の方の生活習慣病予防に努めております。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を促進し、費用負担抑制につながる目的で、「ジェネリック医薬品希望カード」付きの啓発リーフレットを被保険者に配布するとともに、25 年度からは、先発医薬品から後発医薬品に切り換えた場合の利用差額を被保険者に年 2 回通知しております。

引き続き、決算書の説明を申し上げます。

22 ページの歳出から説明いたします。

款 1 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。

決算額は 4,462 万 3,784 円で、前年度に比べて約 32 万円増加しております。

24 ページをお願いいたします。

項 2 徴税費 目 1 賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で、納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。

決算額は 387 万 1,088 円で、前年度より約 30 万円増加しております。この主な要因は、コンビニ収納代行手数料の増によるものであります。

款 2 保険給付費 項 1 療養諸費 目 1 一般被保険者療養給付費は、一定期間会社などにお勤めになって年金を受給されている「退職被保険者等」以外の方々、「一般被保険者」に対する医療費の保険者負担分であります。決算額は 19 億 7,936 万 1,904 円で、前年度より約 5,360 万円増加しております。被保険者数は減少しているものの、入院に係る費用額が約 2,620 万円、入院外に係る費用額が約 3,990 万円、調剤に係る費用額が約 970 万円増加するなど、全体として受診件数、費用額とも増加しており、保険者負担額の増加につながったものと考えております。

目 2 退職被保険者等療養給付費は、先ほどご説明した「退職被保険者等」に対する医療費の保険者負担分であります。28 年度決算額は 6,597 万 5,399 円で、前年度より約 4,170 万円減少しております。この要因は、主に退職被保険者等の減によるものと考えております。

26 ページをお願いいたします。

項 2 高額療養費についてですが、「高額療養費」とは医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を保険者が負担するものです。目 1 一般被保険者高額療養費は、2 億 7,228 万 405 円で、前年度より件数で 524 件増加し、決算額も約 4,230 万円の増となっております。受診件数、1 人あたり費用額が増加した結果、高額医療費の増加につながったものと考えております。

目 2 退職被保険者等高額療養費は、1,251 万 2,941 円で、前年度より件数で 49 件の減、決算額で約 590 万円の減となっております。退職被保険者数の減によるものと考えております。

項 4 出産育児諸費 目 1 出産育児一時金は、1,644 万 9,600 円で、前年度より件数で 17 件の増、決算額で約 680 万円の増となっております。

28 ページをお願いいたします。

款 3 後期高齢者支援金等 目 1 後期高齢者支援金につきましては、全ての 75 歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」による保険事業に対し、国民健康保険を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費で、4 億 1,899 万 38 円支出しております。前年度より約 2,390 万円の減となっています。

款 4 前期高齢者納付金等 目 1 前期高齢者納付金につきましては、後期高齢者支援金と同様に、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度です。28 年度は 27 万 9,519 円支出しており、前年度より約 5 千円減少しております。

30 ページをお願いいたします。

款 6 介護納付金は、40 歳以上 65 歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。本町の第 2 号被保険者数に単価を乗じて算出した 28 年度概算額から、前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額 1 億 3,628 万 7,689 円を納付しております。前年度からは約 2,110 万円減少しております。

款 7 共同事業拠出金 目 1 高額医療費拠出金 9,855 万 4,443 円は、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、あらかじめ全保険者で一定額を拠出し、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費に対して交付される高額医療費共同事業に係る拠出金であります。拠出金の額は前年度より約 2,720 万円増加しております。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金 7 億 9,436 万 3,625 円は、高額医療費拠出金と同様に全保険者で一定額を拠出し、保険者相互で再保険化を図るもので、こちらは全ての医療費を対象としております。拠出金の額は前年度より約 1,180 万円増加しております。

款 8 保健事業費 項 2 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費は、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき全保険者に義務づけられた、特定健診・特定保健指導に係る経費で、1,805 万 8,074 円を

支出しております。

特定健診では1,725名の方が受診され、そのうち60名に特定保健指導を実施しております。前年度と比較して、受診者は19名減少し、受診率は28.9%となっております。

32ページをお願いいたします。

款9 基金積立金は、平成28年度において財政調整基金から生じた利子38万687円を基金に積み立てたものです。平成28年度末の国保財政調整基金残高は1億9,729万731円となっています。

款11 諸支出金 項1 償還金及び還付加算金 目3 償還金452万837円につきましては、平成27年度以前に係る医療給付費の実績報告などの結果、超過交付となった国庫支出金、療養給付費等負担金の超過分を返還したものであります。

続いて、歳入について説明いたします。10ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税の総額は、6億8,220万1,213円で、前年度と比較し約4,150万円の減となっています。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて、年度平均被保険者数では187人減少するとともに、基準総所得金額の減少、保険税軽減額の増加、また、税率の減額改定などにより、保険税総額も減少したものと考えております。

12ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金 項1 国庫負担金 目1 療養給付費等負担金は5億7,348万2,979円で、前年度比で約3,460万円の増となっています。歳出側で、一般被保険者に係る保険給付費が増加した結果、保険給付費の32%を負担する本負担金も増加いたしております。

項2 国庫補助金 目1 財政調整交付金は、2億379万6,000円で、前年度より約1,040万円の増となっています。これについても、一般被保険者に係る保険給付費の増加が要因と考えられます。

目4 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は、169万5,000円となっていますが、これは、平成30年度からの国保都道府県広域化に伴い必要となった、国民健康保険システムの改修経費に対する補助金であります。

14ページをお願いいたします。

款4 療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、7,512万7,289円であります。退職被保

険者数の減少等により約 4,290 万円の減となっております。

款 5 前期高齢者交付金は、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するために交付されるもので、前年度と比較し約 1,870 万円増の 9 億 8,328 万 5,082 円となっています。

款 6 県支出金は、1 億 9,802 万 6,120 円で、前年度より約 2,080 万円の増となっています。主な要因は、高額医療費共同事業負担金及び普通調整交付金の増額によるものであります。

16 ページをお願いいたします。

款 7 共同事業交付金 目 1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

決算額は 1 億 268 万 6,305 円で、保険給付費の増により、前年度より約 3,620 万円増加しております。

目 2 保険財政共同安定化事業交付金は、全てのレセプトを対象とし、各保険者が負担した拠出金を財源として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

決算額は 8 億 2,174 万 9,867 円で、一般被保険者にかかる保険給付費の増により、前年度より約 5,900 万円の増加となっております。

款 8 広域連合支出金 256 万 3,207 円は、国民健康保険被保険者の特定健診と同時に実施した、後期高齢者医療被保険者に係る健康診査等に対する広域連合からの支出金であります。

款 10 繰入金の決算額は、2 億 2,717 万 6,199 円で、前年度より約 250 万円減少しております。財源補てんのための一般会計繰入は行わず、いわゆる法定繰入のみとなっています。

18 ページをお願いいたします。

款 11 繰越金は、27 年度決算の結果生じた実質収支額を 28 年度に繰り越したものです。

35 ページをお願いいたします。

28 年度決算の総括といたしまして、歳入総額 40 億 4,397 万 7,451 円に対し、歳出総額は 38 億 9,690 万 2,557 円で、歳入歳出差引額 1 億 4,707 万 4,894 円を

翌年度に繰越いたします。

持続可能な社会保障制度の確立を目的とした「医療保険制度改革法」に基づき、平成 30 年度からは国民健康保険の運営主体に都道府県が加わることとなりました。都道府県は「財政運営の責任主体」として、保険給付のために必要となる財源を「国保事業費納付金」として市町村から徴収するとともに、給付に必要な費用を市町村に交付することとされています。

市町村は、都道府県から請求された「国保事業費納付金」を納付するために必要となる保険税額を確保するため、保険税率を決定・賦課し、収納した保険税でもって都道府県に納付金を納めることとなります。また、被保険者の方々にとって身近な事務である、資格の管理や保険給付、保健事業などは、引き続き市町村が担うこととなります。兵庫県におきましても現在、国民健康保険運営方針の策定や納付金の試算に関する事務が進められるとともに、国民健康保険運営協議会及びワーキング部会が開催され、平成 30 年度からの国民健康保険事業の運営について協議が行われています。

国民健康保険制度が大きな転換点を迎えている今日、本町としても円滑な移行ができるよう、議論の内容について注意深く情報収集するとともに、意見発出の機会が与えられる際には、積極的な意見・提言を行ってまいります。

本町の国民健康保険財政は、全国の市町村国民健康保険に比べまだまだ健全な財政運営ができていると考えていますが、高齢化の進行、医療技術の高度化、新たな薬剤の保険適用などによる医療費の増加を考えますと、決して楽観視できる状態ではないと考えております。

平成 30 年度からは、県が財政運営の責任主体となりますが、国民健康保険事業が安定的に運営できるよう、保険税の適正な賦課並びに保険税の収納率向上に努め、関係部署と連携しながら保健事業を推進することにより、医療費の適正化に取り組んでまいります。